

# 一般社団法人 全国マンション改修設計コンサルタント協会 運営規程

令和6年12月11日改定

## 第1章 総則

当法人（一般社団法人全国マンション改修設計コンサルタント協会）は、以下の規程により運営されるものとする。

## 第2章 入会金及び会費規程

- 第1条 正会員(A会員)は入会金 2万円・年会費6万円とする。  
正会員(B会員)は入会金 5万円・年会費12万円とする。  
準会員は入会金は免除とし年会費1口3万円とする。  
但し、準会員は2年以内に正会員になることを前提とする。
- 第2条 法人資格の技術協力会員は入会金30万円・年会費1口24万円とする。  
但し、口数は任意とし最低1口以上とする。  
個人資格の技術協力会員の入会金は免除とし年会費1人3万円とする。
- 第3条 事業年度は4月1日から翌年3月31日とする。
- 第4条 入会の時期が年度途中の場合、入会初年度の会費は入会月から次3月までの月数分とする。
- 第5条 理由を問わず年度途中の退会に際しての残月数の会費の返却は行わない。

## 第3章 会員業務規程

協会会員が行うマンション改修設計コンサルタント業務において本規程を定め、会員はこれを遵守する。

（書面契約）

- 第1条 マンション改修設計コンサルタント業務契約の締結に際して、当該業務契約書発注者に対し、遅滞なく、建築士法第22条3の3等に掲げる事項を記載した書面を交付すること。

（見積書の交付）

- 第2条 マンション改修設計コンサルタント業務契約の締結に際して業務内容、成果物その他の経費の内訳を明らかにして当該業務の見積りを行い、業務契約が成立する前に見積書を交付すること。

（誇大広告の禁止）

- 第3条 締結しようとする業務契約の内容について、著しく事実に相違する表示もしくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示及び説明をしないこと。

(瑕疵保険への加入要求)

第4条 当該業務委託内容がマンションの共有部分に供する部分に係る改修工事にあつては当該マンションの住戸の数に百万円を乗じた金額または一億円のいずれか低い金額以上となる改修工事を当該マンション管理組合が施工会社に発注しようとする場合においてはマンション管理組合があらかじめ書面により反対の意思を表示している場合を除き、次に掲げるいずれかの保険契約の締結を施工会社に要望すること。

(1) マンションの共有に供する部分に係る住宅リフォーム工事の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法第六百三十四条第一項又は第二項前段に規定する担保の責任の履行によって生じた当該工事の請負人の損害又はこれらの規定に規定する瑕疵によって生じた当該工事の発注者の損害をてん補することを約して保険料を収受する保険契約。

(重要事項説明)

第5条 設計または工事監理契約の締結前に、管理建築士又は当該建築士事務所に所属する建築士に、あらかじめ建築主に対し契約内容の重要事項について書面を交付して説明すること。

(調査)

第6条 当協会がホームページ及びパンフレット等に掲載するための構成会員の許可や資格、業務実績等のほか、マンション居住者等からの相談に対応するための調査等を行おうとするときは、これに応じること。

(コンサルタント業務の円滑な実施)

第7条 コンサルタント業務を適正かつ円滑に実施すること。

(会員情報)

第8条 会員は以下の情報において協会ホームページ、パンフレット、広告等において消費者への閲覧に供するものとして協会が定める概況調査書を毎年更新する。

- (1)代表者氏名・役職
- (2)資本金
- (3)本社、支店、営業所所在地
- (4)代表電話番号
- (5)メールアドレス
- (6)建築士事務所登録番号
- (7)従業員数
- (8)保有資格者数
- (9)年間総業務受託戸数
- (10)決算月

#### 第4章 交通費精算規程

協会定款第三章、第五章の総会及び理事会出席の交通費支給に関して必要な事項を定める。

第1条 交通費補助は、実費負担とし、開催地及び隣接する府県以外の遠方より理事会に出席される理事及び総会に出席される会員の費用負担を軽減させることを趣旨として、事業の活性化に資することを目的とする。

第2条 交通機関は、次の乗り物を活用するものとし、飛行場間又は新幹線の出発、到着間で算出する。(この表は東京開催を想定しており、それ以外については支給の趣旨に準じて算出する)

距離	交通機関	座席
300 k m以上 800 k m未満	鉄道(新幹線)	普通指定席
800 k m以上	飛行機	エコノミー

2. 宿泊費は原則支給対象外とするが、特殊事情により理事長が認めた場合には、一泊につき 5,000 円を補助する。

第3条 支払いは原則として銀行振り込みとする。

第4条 本規定の運用及び改廃案については理事会がこれを行う。

第5条 本規定に定めのないものについては、理事長の判断により対応するものとする。

#### 第5章 休会規程

協会会員が会員としての活動が著しく困難であり、会員資格を一定期間停止したい旨の申し出を行なった場合において、休会に関する認定要件を次のとおり定める。

(休会認定要件)

第1条 次の項目のいずれかに該当する会員については、理事会に休会の申し出を行なうことができる。

- (1)代表者及び担当者の傷病により、会員としての活動が著しく困難な者
- (2)事業承継等の事由につき代表者及び担当者が確定できない場合
- (3)その他理事会が妥当と認めた場合

(休会中の権利及び免除)

第2条 休会が認められた会員は、以下の取扱いとする。

- (1)休会中の会員に対しては、会費納入を免除する。
- (2)休会中の会員は、会員としての権利を有しない。
- (3)休会中の会員は、入会金を支払うことなく会員に復帰することができる。

(休会の期間)

第3条 休会の期間は 3ヶ月以上 5年以内とする。

2. 休会期間が 5年を超えた場合は自動退会扱いとする。

(休会申請手続き)

第4条 本細則第1条に該当する会員は、申請書に必要事項を記載の上、以下の必要書類を添えて、理事会に申請することができる。

(1)傷病による入院・自宅療養その他の事情のため休会希望の会員は、医師の診断書を添えて理事会に申請する。

(2)事業承継等及びやむを得ない事情により休会希望の会員は、休会理由を記載した書類を作成し理事会に申請する。

(承認手続き)

第5条 理事会は、本細則に基づく決定を行った場合、当該会員に対し「休会承認(不承認)通知書」を送付するものとする。

(会員への復帰)

第6条 本細則第1条ないし第4条に該当し休会していた者が、会員に復帰をするときは、「会員復帰届」を理事会に提出し且つ理事会承認後速やかに当該年度の会費を支払うことで、会員としての義務、権利を得ることができるものとする。

(1)当該年度の会費は復帰が承認された月を含む残月数とする。

## 第6章 弔慰金規程

協会会員の死亡などの弔慰について、必要な事項を定めるものとする。

第1条 本会員死亡の場合、弔慰金等については次の通りとする。

弔慰金10,000円、そして生花(若しくは花輪)及び弔電を添える。

第2条 本会の運営などに特に功労があり、又は会員以外のものであっても、本会の為に顕著な功労があった者が死亡したときは、正副理事長の協議により特に弔意することができる。

第3条 本会会員は、この規定に該当するものの情報を得たときは、速やかに理事長又は事務局に報告するものとする。

第4条 この規定にない事項が生じた場合は、理事長の判断に委ねるものとする。

## 第7章 支部規程

第1条 この規程は一般社団法人全国マンション改修設計コンサルタント協会の支部設置に関

する必要な事項を定める。

第2条 支部は一般社団法人全国マンション改修設計コンサルタント協会(以下「本部」と称す)

会員で組織する。

2. 会員はその意思表示によりどこの支部にも所属できる。

3. 既正会員又は既技術協力会員の支店、或いは営業所、出張所等(以下「支店等」と称す)が支部に加入する場合は、本社(店)代表者より加入しようとする支部の支部

長宛に申込書を提出するものとする。(以下「支部会員」と称す)

4. 支部会員は、相互に連携し、円滑な事業推進が可能な範囲として、都道府県単位以上、を条件とする。
5. 支部会員の正会員は A 会員として加入し年会費も同様とするが入会金は免除とする。
6. 支部会員の技術協力会員は各支部長の判断により入会金、年会費を定めることができる。

第 3 条 支部設置に際しては、次の事項について書類をもって予め理事長に提出するものとし、本部理事会で承認することにより成立する。

- ・支部名
- ・活動の範囲
- ・代表者（支部長）
- ・支部所在地
- ・連絡先
- ・会員リスト

2. 支部の規約又は規程は本部定款、規程に準ずるものとする。

第 4 条 支部は本部事業の意向に沿い、主に次の事業を行う。

- ・本部事業の推進
- ・地域行政庁及び地域の関連団体との連携
- ・広報に関する事業
- ・研修会（セミナー）に関する事業
- ・情報の収集と会員への提供
- ・会員間の交流活動

第 5 条 第 4 条に定める事業については、本部でも費用負担できる事とし、その負担額は都度協議するものとする。

第 6 条 名称には、支部の前に「一般社団法人全国マンション改修設計コンサルタント協会」を使用しなければならない。

第 7 条 支部長には、原則として本部役員が就任する。

2. 支部役員は、各支部にて必要に応じて選任するものとする。
3. 支部正副支部長は本部理事長より委嘱するものとする。

第 8 条 役員の任期は、本部役員の任期に準ずる。

第 9 条 支部長は、実施した事業及び決算について年 1 回以上、本部に報告するものとする。

第 10 条 支部は、団体運営を目的として会費を徴収することができる。

2. その額及び徴収方法は別に定めるものとする。